様式第18（附則第３条関係）（平19経産令77・一部改正）

番　　号
年　　月　　日

住所

殿

経済産業大臣　　印

法附則第３条第１項の規定により積み立てるべき積立金の額の
算定（変更）通知について

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第３条第１項の規定により積み立てるべき積立金（以下本様式において「附則積立金」という。）の額を下記のとおり算定（変更）したので、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（以下本様式において「施行規則」という。）附則第３条第１項（第２項）の規定により通知します。

なお、この通知について不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。

訴訟により、この通知の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

附則積立金の額

（変更後の）附則積立金の総額（千円）	うち分割して行われる積立てに係る利息に相当する額（千円）	（変更後の）附則積立金の算定の基礎の概要（注１）

（内訳）

イ　法附則第３条第３項の経済産業省令で定める金額

積立ての額（千円）	算定基礎（注２）	積　立　期　限

ロ　法附則第３条第３項の積立てに係るもの

積立年度	積立ての額(千円)	うち分割して行われる積立てに係る利息に相当する額（千円）	積　立　期　限

注１　施行規則附則第11条第１項に基づく算定の式を記載するものとする。

　２　施行規則附則第５条第１項に基づく算定の式を記載するものとする。

備考　１　同法附則第３条第３項ただし書の承認を申請する場合は、施行規則附則第７条第１項の規定により、施行規則附則第３条第２項の通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに行ってください。

　２　分割積立てを申請する場合は、施行規則附則第８条の規定により申請を行って下さい。